

岡村達雄 編著

『日本近代公教育の支配装置』

(社会評論社 2002.1.31刊)

本書は副題に「教員処分体制の形成と展開をめぐって」とあるように、明治維新以後、日中戦争、太平洋戦争前後に至る、日本の、教員処分の歴史を分析する。

もちろん、ここでは、処分された教員の個人的顕彰、あるいは狂暴な処分の不当性と、弾圧の実相、あるいはその事例的、統計的事実関係を明らかにすることが目指されているわけではない。狭義の「処分」すなわち一般的に想定されるような「免職」などの懲戒処分を含めて、国家事務の担当者として位置づけられた教員の任用や服務、待遇や給与など、広義の「処分」の法や制度、そしてそのなかに組み込まれている狭義の「処分」の意味を、構造的に明らかにしようとするのである。

はじめに、全体の構成を紹介する。

全体は2部からなっている。第1部は編著者岡村氏による理論編であり、第2部は共著者(尾崎公子、黒川努、住友剛、元井一郎、林公一の各氏)による歴史編である。第2部のうち第1章は1870年代、80年代の「教員処分体制の形成期」、第2章は、1890年代の「確立期」、つづいて第3章、第4章は、1910年代から30年代にかけての「展開期」(1)(2)、第5章は1940年代前半の「教員処分体制の総括・転成期」となっている。

本書の教員処分を論じる理論的立場は、手際よく、「近代日本における訴願、行政訴訟を含む争訟制度の成立過程は、帝国憲法体制の構築に向けた権力支配の展開とこれに対抗、抵抗する様々な諸勢力、運動との間における対立、抗争、葛藤、妥協を背景としつつ、行政権力の違

法かつ不当な処分への不服申し立て、出訴による行政訴訟運動の展開およびその制度化による体制への包摂を促す重層的な国家支配の形成過程として捉えることができる。」(p16)とまとめられている。

<処分-争訟>という一連のプロセスは、近代公教育の、政策、行政、裁判という「3権分立的構造」のなかの不可欠の要素として捉えられる、という立論である。岡村氏によれば、従来の教育史研究にあつては、政策形成過程の研究、行政の展開過程の研究が、それぞれ個々のに進められ、さらに、処分=裁判の過程は、基本的には公教育論の文脈ではほとんど問題にされなかったという。そして、近代公教育は、トータルな政策、行政、裁判の3権分立構造のなかで捉えなければ、本質的な把握には至らない、とされる。斬新な視点である。

このような立場を踏まえて、第2部第1章では、「教育が国家の権力装置として把握されていく過程」が明らかにされる。いわゆる「学制期」、「教育令期」をとおして、すでにして教員処分が統廃し、処分規範が形成されていく。伝統的教員規範として重視されてきた教員の「品行」的側面が、「品行方正な教員」像、さらに「国家にもの申す行為こそ不品行」だという処分規範を生み出していく。これらの意識を中核として、のちに、「国家のエージェントとしての教員」観が精練されていったとされる。

第2章では、前章をうけ、1886年、90年の小学校令期に、基本的な教員処分関連法令が整い、それを解釈、運用して、実際に処分権を行使する教育行政機構が整備される実相が述べられる。

ことに、1890年の小学校令期には、地方制度が整備され、そのなかで、文部省と地方長官のあいだで「処分意志」や「処分法制の運用」など度重なる相互確認や「共通の意志形成」の過程が進行し、いわゆる狭義の「処分」においても、訴願・行政裁判などによる「異議申立て制度」を含んで、「教員処分体制」が整序され、それが次第に、公教育の不可分の構成要素となっていくことが明らかにされる。この「体制」は、1900年の小学校令および同施行規則によって法令的、行政機構的な基本構造が示されることになったとされる。

第3章では、1900年代から1920年代にかけて、いったん確立した「教員処分体制」が、どのような実際の機能を果たしていくか、分析される。若干の法的、制度的変遷（ことに教員の待遇改善＝国家官吏化）と、信州白樺派教員への処分事件（戸倉事件）、川井訓導事件、そのほか社会主義思想や労働運動などに関連した教員処分、法的救済などの実例が紹介され、処分体制の「切り端」の面が示される。そのほか、教員を「官吏」として処遇した旧植民地の「教員処分」の先行的意味についても、問題提起が行われる。

第4章では、1920年代後半から1930年代にかけての、処分体制の展開が示される。この時期には、前章に引きつづいて、教員の待遇に関して、法制度上注目すべき改革がすすむ。すなわち、一方では、1932年の勅令（「市町村立小学校長及教員名称及待遇」改正）などで、小学校教員が「待遇官吏」としていっそう明確に位置付けられることになり、他方では、逸脱教員に対する処分、および再包摂化への機構整備がすすむ。具体的に1933年の「長野2・4事件」（長野県教員赤化摘発事件）などが分析され、次第に教員への「懐柔的施策」や「教員の再教育制度」の確立へと向かっていく流れが示される。

第5章では、1941年の国民学校令から、1950年の地方公務員法成立までの教員処分体制が分

析される。ここでは、教員がより深く公教育「体制」に組み込まれていく。すなわち、戦争協力という日常のなかで、あるいは占領体制下という特異な状況のなかで、教員は官吏待遇から、官吏へ、さらに公務員へとその地位を変えながらも、一定の優遇、専門職化、官吏の処分先行形式、などの点を継続し、戦前＝戦後の体制的転換があったにもかかわらず、教員処分体制としては、戦後へと「転成」していくことが述べられる。

岡村氏は、教育行政学の理論的リーダーとして著名であるが、他方で、公教育批判論でも、かずかずの仕事を重ねてこられた。『現代公教育論－増補改訂版』（1986年）、『処分論－「日の丸」「君が代」と公教育』（1995年）などはよく知られた氏の業績である。いま、教育政策、教育行政、教育裁判という、トータルな公教育論の視座のなかで、このような労作を、若手研究者との共同作業としてまとめられた。巨大に組織された「公教育」の内部構成を、歴史的に、このような形で検証しようとしたのは、はじめての試みではないかと思う。

また、このような立場は、公教育批判の実践にも、「新たな視座」を切り開く。岡村氏は、次のようにも述べている。「資本主義国家の法制構造に媒介された諸個人、諸集団による教育をめぐる諸運動を、それらによる国家意思・規範の再対象化もしくは抵抗・逸脱・修正といった＜制度化＞の複合的な一過程として明らかにしていく必要がある。このような観点によって、争訟の制度化を含む教育の制度化は秩序の正当化へと還元されてしまうことなく、公教育の支配空間において展開される諸々の制度的実践（あるいは非制度的実践）の契機として意味づけられ、それとともに制度的実践の担い手である多様な複数性を抱える固有な社会的なく主体＞を呼び出すのである。」（p 88）

さまざまな実践主体の、＜制度化－非制度化

>の複合的な過程の総体として公教育を位置づけ、その複合性に実践的なかわりの契機がある、という方法論は、可能性に富んだ、重要な問題提起であると考え。

法律や勅令が山のように引証され、若干読みづらいところがあった。また、第1部、第2部の間に、若干の理論的振れが見られるとも感じた。しかし、教育史研究、公教育論研究にとどまらず、実践的視座の方法論的源泉としても、

重厚な問題提起が行われていると感じた。

広く読まれ、話題とされることを期待したい。

なお巻末には、詳細な「教員処分法制及び関連事項年表(学制期－国民学校令期)、および「教員処分に関する文部省と地方学務当局等との間の往復文書一覧－教員処分体制の確立期(1890年～1900年)－」が収録されている。

(尾崎ムゲン)

堀 正嗣 編著

障害者問題ゼミナール 2 —癒しの関係を求めて—

(明石書店・2000年10月25日発行 1,900円)

本書は1997年6月に出版された『障害者問題ゼミナール—共に生きよう楽に生きよう』(明石書店、以下、前著と呼ぶ)の続編である。いずれも(社)子ども情報研究センターの「障害児の生活と共有を考える部会」が主催した「障害者問題ゼミナール」の講演記録をもとに講師が加筆修正した原稿、ゼミナール参加者からの感想、さらに編著者が「ゼミに参加するなかで感じ、そしてその後も考え続けてきた」(4頁)ことについて書き下ろした原稿で構成されている。

前著は障害者運動の第一線で活躍中の種々の障害を生きる当事者がゼミの講師である。しかし本書では、障害者のみならず「ハンセン病やHIVの差別に取り組んでいる人、同性愛というセクシュアリティをもった人、障害をもつ子どもの親、障害者問題に取り組んできた心理学者」等、障害者と同じ「社会からの排除と隔離」(227頁)という差別をうけてきた人を中心に多様な講師が登場する(山口ヒロミ、神美知宏、屋鋪恭一、平野広朗、山下栄一、藤岡幸子一章

立て順、敬称略)。

従って多様な立場から語られた原稿の一つひとつに触れることは、限られた紙幅の中では非常に難しい。そこでここでは、前著、本書を通じてみてとれる障害者問題に対する編著者の視点について述べることにする。

まず、障害者問題と深く出会うことによって生きやすくなるという視点である。障害を生きる生きにくさからの解放を、制度やシステムにおける差別的状況の変革に求める障害者たちが、社会変革を迫るときに依拠する「お互いの『弱さ』をも認め合い、支えあう関係を生きる」(前著260頁)という価値観は、障害者のみならず、すべての人を生きやすくするという視点である。

次に、サバイバーとしての障害者と共に生きることで、「存在の根底から自分自身を肯定できる場所にたつことができる」(236頁)という視点である。存在そのものが否定されるようなこの世界で障害者が生きるということは、そのこと自体が人間の尊厳回復にむけての闘いで